

◎議案第4号 教育職員手当等支給規則中改正について

【教職員課】

1 改正理由

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の定年の引上げに関して必要な事項を定めること、神奈川県教育職員に準じて、教育職員の期末手当基礎額等の加算に係る規定を改めることと、所要の条文整備をするため、この規則を改正します。

2 改正概要

(1) 定年の引上げに係る改正

ア 60歳を超える教育職員について、手当の一部を7割水準とします。
(本則附則第8項関係)

イ 暫定再任用教育職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員の手当について、定年前再任用短時間勤務教育職員の規定を準用する旨を定めます。(改正附則第2項から第4項関係)

(2) 期末手当基礎額等の加算に係る規定の改正

1級の職（助教諭、講師、実習助手等）にある教育職員について、期末手当基礎額等の加算の特例の対象となる号給を引き下げます。(第5条の6関係)

(3) 条文整備

地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行います。(第2条、第3条、第4条、第5条、第5条の3及び別表第1から第2関係)

(4) 施行期日等

この規則は、令和5年4月1日から施行します。

3 関係する規則等の改正

- (1) 議案 9 号 市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について
地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行います。
- (2) 議案 10 号 横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中改正について
地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行います。
- (3) 議案 11 号 指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について
地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行います。
- (4) 議案 12 号 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について
地方公務員法の改正及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の条文整備を行います。

4 新旧対照表

旧		新																									
<p>(管理職手当) 第2条 給与条例第3条の2第2項の規定により教育委員会が定める管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 再任用教育職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。)以外の教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。</p>		<p>(管理職手当) 第2条 給与条例第3条の2第2項の規定により教育委員会が定める管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 定年前提任用短時間勤務教育職員(給与条例第3条第4項に規定する定年前提任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)以外の教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職務の級</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5級</td> <td>円 88,900</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)</td> <td>79,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の者</td> <td>74,700</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級		管理職手当の額	5級		円 88,900	4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)	79,100	上記以外の者		74,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職務の級</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5級</td> <td>円 88,900</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)</td> <td>79,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の者</td> <td>74,700</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級		管理職手当の額	5級		円 88,900	4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)	79,100	上記以外の者		74,700
職務の級		管理職手当の額																									
5級		円 88,900																									
4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)	79,100																									
上記以外の者		74,700																									
職務の級		管理職手当の額																									
5級		円 88,900																									
4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)	79,100																									
上記以外の者		74,700																									
<p>(2) 再任用教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。</p>		<p>(2) 定年前提任用短時間勤務教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職務の級</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5級</td> <td>円 84,000</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>副校長</td> <td>61,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の者</td> <td>58,200</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級		管理職手当の額	5級		円 84,000	4級	副校長	61,600	上記以外の者		58,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職務の級</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5級</td> <td>円 84,000</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>副校長</td> <td>61,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の者</td> <td>58,200</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級		管理職手当の額	5級		円 84,000	4級	副校長	61,600	上記以外の者		58,200
職務の級		管理職手当の額																									
5級		円 84,000																									
4級	副校長	61,600																									
上記以外の者		58,200																									
職務の級		管理職手当の額																									
5級		円 84,000																									
4級	副校長	61,600																									
上記以外の者		58,200																									

<p>(3) <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員に係る管理職手当の額は、前項に規定する額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</u></p> <p>(産業教育手当) 第3条 1～2 (略) 3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(定時制教育手当) 第4条 (略) 2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(教員特殊業務手当) 第5条 1～3 (略) 4 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当) 第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(5) (略) (6) <u>再任用教育職員</u> その者に適用さ</p>	<table border="1"> <tr> <td>5級</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4級</td> <td>副校長</td> <td>61,600</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>58,200</td> </tr> </table> <p>(3) (削除)</p>	5級		円			84,000	4級	副校長	61,600	上記以外の者	58,200
	5級		円									
			84,000									
4級	副校長	61,600										
	上記以外の者	58,200										
<p>(産業教育手当) 第3条 1～2 (略) 3 <u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(定時制教育手当) 第4条 (略) 2 <u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(教員特殊業務手当) 第5条 1～3 (略) 4 <u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当) 第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(5) (略) (6) (削除)</p>												

<p>れる給料表の再任用教育職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額</p> <p>(7) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 前号の規定による額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(期末手当基礎額等の加算) 第5条の6 (略)</p> <p>2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「146号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上145号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 1～7 (略) (新設)</p>	<p>(6) 定年前再任用短時間勤務教育職員別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(期末手当基礎額等の加算) 第5条の6 (略)</p> <p>2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「144号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上143号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に 100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。</p>
---	--

<p>別表第1（略） 表中、「<u>再任用教育職員以外</u>」、「<u>再任用教育職員</u>」</p> <p>別表第2（略） 表中、「<u>再任用教育職員以外</u>」、「<u>再任用教育職員</u>」</p>	<p>別表第1（略） 表中、「<u>定年前提任用短時間勤務教育職員以外</u>」、「<u>定年前提任用短時間勤務教育職員</u>」</p> <p>別表第2（略） 表中、「<u>定年前提任用短時間勤務教育職員以外</u>」、「<u>定年前提任用短時間勤務教育職員</u>」</p>
---	---

(改正附則第1項関係)

改正規則は、公布の日から施行する旨を定めます。

(改正附則第2項から第4項関係)

暫定再任用教育職員等の経過措置の規定を設けます。